

学校だより
6月号
令和8年5月29日

白井っ子

千葉市立白井小学校
若葉区野呂町215
☎228-0211

ちよとつもうしん
猪突 猛進

～白井っ子 九百年の歴史をこえて 全力で走り抜け～

校長

千葉開府 900年



千の葉に 時を刻んで 900年

この巻頭言を書いている5月下旬は、5月30日(土)の Shirai Sports Festival (SSF) に向けて、「猪突猛進 ～白井っ子 九百年の歴史をこえて 全力で走り抜け～」というスローガンのもとに、小学生と中学生が力をあわせて準備や練習に取り組んでいます。5月20日(水)には青空ボランティア活動に小・中学校保護者や地域の皆様に多数ご参加いただきましたこと、大変感謝しております。お礼を申し上げます。ボランティアの皆様と子供たちとで除草作業やグラウンド整備を行ったところ、あっという間に広範囲の整備が終わりました。小・中学校合同で行うことの良さを改めて感じたところです。

子供たちの表現活動の練習を時折見っていますが、下学年のかわいらしさ、上学年の逞しさ、中学生の豊かさを感じ、ぜひたくさんの保護者の皆さんに見ていただきたいと思っております。(ちなみに、中学校においては毎年、千葉市ダンス発表会があり、各学校から代表チームが出場しています。昨年度、白井中の2年、3年がそれぞれの部門で最優秀賞でした。SSFは、良いお手本を見るチャンスでもあります。)

さて、今年は「千葉開府 900年」にあたり、市内でも様々な記念行事が開催されることはご存じと思います。SSFでもその名を冠しました。千葉市HPでは、千葉開府 900年について次のように書かれています。

始まりは平安時代後期にさかのぼります。大治元1126年の6月1日に、桓武天皇のひ孫高望王(たかもちおう)(後に平高望)の子孫、常重(つねしげ)が、現在の緑区大椎町から中央区亥鼻付近に本拠地を移し、初めて「千葉」と名乗り、ここに千葉のまちとしての歴史が始まったとされています。

常重の息子の常胤(つねたね)は、源頼朝を助け、鎌倉幕府の成立に大きく貢献しました。以降400年にわたり、千葉氏は下総の地を治めるとともに、常胤の息子たち(千葉六党)も全国各地に勢力を拡大し、地域の状況に応じた都市経営を通じて、人材や文化を育んできました。

〈中略〉

このまちを開いた千葉一族は、動乱の時代に知力・胆力をもって挑戦し、自ら未来を切り拓き、持続的な都市経営を行いました。このチャレンジスピリットを、今を生きるわたしたちが受け継ぎ行動することを通じて、人とまちがともに輝く未来へとつなげていくことこそが、千葉開府 900年の最も重要な意義であると言えます。

千葉一族の「挑戦」し、「自ら未来を切り拓く」姿勢は、まさに本校の教育目標「豊かな心と確かな学力をもち、たくましく共に生きる白井っ子の育成～未来を拓く子～」に合致するものです。先人が切り拓いてきたように、白井小・中学校の児童生徒が力を合わせて2回目の合同運動会SSFを成功させて、良き伝統を作り上げていくことを期待しています。

また、千葉開府900年に関する授業を市内一斉に行います。本校では6月5日(金)に予定しています。千葉開府の記念事業は50年ごとに行うそうですので、子供たちにはこの年に本校で学ぶ縁を感じながら歴史に触れてほしいです。

＜6月の行事予定＞

日	曜日	学校行事
1	月	振替休業
2	火	千葉開府 900 年記念週間 給食なし（弁当持参） SSF 予備日
3	水	フッ化物洗口 6 年租税教室 2, 5 年口腔衛生指導 PTA プール清掃ボランティア
4	水	歯科健診 2 年町たんけん 5, 6 年プール清掃 PTA プール清掃ボランティア予備日
5	木	千葉開府 900 年記念授業 内科健診 おうちではみがき検査（～6/15）
8	月	給食後のはみがきタイム（～6/19）
9	火	委員会活動
10	水	フッ化物洗口 1, 2 年 ALSOK 安心教室
11	木	4～6 年ハイホーおはなし会 プール開き
12	金	防犯訓練
15	月	心の健康観察（～6/26） 5, 6 年いのちを守る教育
16	火	<u>1, 2 年水泳学習</u>
17	水	フッ化物洗口 <u>3～6 年水泳学習</u>
18	木	1～3 年ハイホーおはなし会 3, 4 年歯科保健指導 <u>1, 2 年水泳学習</u>
19	金	<u>3～6 年水泳学習</u>
23	火	音楽発表会壮行会 <u>1, 2 年水泳学習</u>
24	水	フッ化物洗口 1 年歯科保健指導 3, 4 年音楽発表会（若葉文化ホール）

日	曜日	学校行事
25	木	4 年環境学習（共同土木主催） 6 年歯科保健指導 <u>1, 2 年水泳学習</u>
26	金	短縮 13:15 下校 <u>3～6 年水泳学習</u>
29	月	1～2 年短縮 12:40 下校 3～6 年短縮 13:15 下校
30	火	<u>1, 2 年水泳学習</u>

＜7月の行事予定＞

日	曜日	学校行事
1	水	フッ化物洗口 <u>3～6 年水泳学習</u>
2	木	6 年土器触体験 <u>1, 2 年水泳学習</u>
3	金	<u>3～6 年水泳学習</u>
7	火	<u>1, 2 年水泳学習</u>
8	水	フッ化物洗口 <u>3～6 年水泳学習</u> 個人面談
9	木	4～6 年ハイホーおはなし会 <u>1, 2 年水泳学習</u> 個人面談
10	金	<u>3～6 年水泳学習</u> 個人面談
14	火	<u>1, 2 年水泳学習</u>
15	水	フッ化物洗口 <u>3～6 年水泳学習</u>
16	木	1～3 年ハイホーおはなし会 給食終了 大掃除
17	金	夏休み前集会
20	月	海の日 夏季休業（～8/31）

お知らせとお願い

【水泳学習について】

今年度の水泳学習は1, 2年生と3~6年生の2グループに分かれ、担任を中心に教職員で指導に当たります。限られた回数での学習になりますので、お子さんの体調管理と忘れ物による見学がないようお願いいたします。なお、昨年度より学校での水泳帽子の販売は行っていません。新しく購入する場合は、学年のカラーにあったものを家庭で購入してください。1年生分につきましては、学校徴収金から一括で購入します。

詳細は、6月3日に配付する「水泳学習のお知らせ」にてご確認ください。

【服装について】

暑い日が増えてきましたが、これから梅雨に入るとまた肌寒い日があるかもしれません。着脱しやすい服装で登校すると、温度の調節ができてよいと思います。

また、日差しの強い日が多くなりますので、ぜひ帽子を着用で登校させてください。

【水筒】

体育の後や、休み時間の後に「喉が渴いた」という声をよく耳にするようになりました。これからの時期は毎日、水筒が必要になります。用意をお願いします。水筒が空になった場合は、冷水機の水を飲みます。

【教育相談月間について】

心の健康観察 6月15日(月)~26日(金)

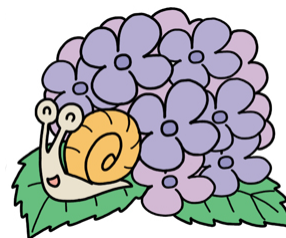
今年度より6月と11月を教育相談月間としました。そこで、6月に昨年度も長期休業後に行っていたギガタブを使った心の健康観察を朝の健康観察の時間に行います。1年生は用紙を使って行います。

また、この期間は全校児童に「よい子のアンケート」を取り、これを基に学級担任が短い時間になりますが、個別の面談を行います。面談の内容により、時間を取って延長して行い、いじめの早期発見、児童の不安や悩みなどの問題解決につなげていきます。更に必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラーとの連携を図ります。

【送迎の際、ご協力をお願いします】

梅雨の時期が控えております。送迎の際に駐車場を使用する場合は、できるだけ校庭に入らないようお願いいたします。やむを得ず校庭に入る際は芝生のあたりまでとし、フィールド(土の部分)に入らないようにご協力をおねがいします。

また、野呂町や下り方面から徒歩で通学する児童が正門から駐車場を通過して通学します。近隣や学校敷地内では、児童の安全が確保できるよう運転には細心の注意を払ってください。ご協力をお願いいたします。



【来校時の名札の着用について】

明日のSSF参観の際は、名札着用にご協力をお願いします。今後もお来校いただく際には、安全上の観点から必ず名札の着用をお願いします。体調不良等での早退時や面談等で学校にお越しの際にも、忘れずをお願いします。

【給食費・学校徴収金の口座振替のお知らせ】

6月25日(木)は学校徴収金の口座振替日です。後日、配付する「学校徴収金のお知らせ」をご確認のうえ、前日までに必要な金額を登録口座へご用意くださいますようお願いいたします。なお、引き落としができなかった場合は、7月15日(水)に再振替を行います。

また、令和8年度は給食費のご負担は0円となりますが、通帳には「チバシキュウシヨクヒトウ」または「チバシガッコウキュウシヨクヒトウ」と記載されますので、あらかじめご了承ください。

(学校給食費に係るお問い合わせ 市保健体育課 電話 245-5909)

(学校徴収金に係るお問い合わせ 白井小 教頭 電話 228-0211)

【学区外通学等をしているお子様の中学校進学について】

【学区外通学制度等について】(千葉市教育委員会学事課より)

千葉市では、お住まいの区域によって入学する学校の指定を行っており、お子様は原則として教育委員会が指定した中学校に入学していただくことになっています。

「友達がいる」、「希望する部活動がない」などの理由では学校の変更は認められませんが、「学区外通学が認められている地域に居住している」、「大規模校等から変更可能校へ就学を希望する」など、承認事由に該当する場合には変更が認められます。承認事由や手続き方法の詳細については、右記二次元コードより市ホームページにてご確認ください。



《学区外通学等をしているお子様の継続手続きについて》

次の状況のお子様について、10月以降に申請の継続手続きが必要となります。

- ①【学区外通学申請】現在、学区外通学をしているお子様も、居住地の指定中学校に入学することが原則となっています。居住地の指定中学校ではなく、本校学区の白井中学校への入学を希望される場合については、後日別途連絡いたします。
- ②【区域外就学申請】現在、区域外就学をしており、中学校進学後も、住民登録が市外にありながら千葉市内に居住し、区域外就学を必要とするお子様
- ③【通学申請】現在、市内の住民登録地(住民票の住所)と居住地(実際に住んでいる場所)が異なっており、中学校進学後も同じ状況が続くお子様
(※手続き方法等の詳細については、担任にお問合せください。)
(※本校の学区内には指定校以外の学校への通学が可能な「学区外通学・区域外就学の承認地域」があります。その地域にお住まいのお子様については後日別途連絡いたします。)